

第 41 号議案

令和 7 年度 豊後大野市一般会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度豊後大野市一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ231,311千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27,581,311千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 7 年 6 月 11 日提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13 分担金及び負担金		283,767	4,260	288,027
	1 分担金	98,255	1,094	99,349
	2 負担金	185,512	3,166	188,678
15 国庫支出金		4,016,143	△27,240	3,988,903
	2 国庫補助金	1,376,563	△27,240	1,349,323
16 県支出金		2,709,558	△11,123	2,698,435
	2 県補助金	1,454,065	△11,522	1,442,543
	3 委託金	104,190	399	104,589
19 繰入金		2,112,958	177,304	2,290,262
	2 基金繰入金	2,087,996	177,304	2,265,300
21 諸収入		204,516	10	204,526
	5 雑入	155,490	10	155,500
22 市債		1,899,600	88,100	1,987,700
	1 市債	1,899,600	88,100	1,987,700
歳入合計		27,350,000	231,311	27,581,311

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		4,387,047	40,787	4,427,834
	1 総務管理費	3,761,688	40,388	3,802,076
	4 選挙費	105,460	399	105,859
3 民生費		8,791,320	5,332	8,796,652
	3 児童福祉費	2,624,704	3,704	2,628,408
	4 生活保護費	1,016,215	1,628	1,017,843
4 衛生費		2,772,123	48,895	2,821,018
	1 保健衛生費	1,100,323	46,169	1,146,492
	2 清掃費	1,671,800	2,726	1,674,526
6 農林水産業費		2,068,510	△5,812	2,062,698
	1 農業費	1,020,503	△9,012	1,011,491
	2 畜産業費	77,172	3,200	80,372
7 商工費		367,914	54,828	422,742
	1 商工費	367,914	54,828	422,742
8 土木費		2,066,673	40,000	2,106,673
	4 都市計画費	49,828	40,000	89,828
9 消防費		1,137,110	1,100	1,138,210
	1 消防費	1,137,110	1,100	1,138,210
10 教育費		2,107,966	46,181	2,154,147
	5 社会教育費	436,357	30,584	466,941
	6 保健体育費	858,833	15,597	874,430
歳 出 合 計		27,350,000	231,311	27,581,311

## 第 2 表 債務負担行為補正

(追加)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
神楽会館指定管理業務	令和7年度 ～ 令和12年度	135,000
祖母山麓尾平青少年旅行村指定管理業務	令和7年度 ～ 令和12年度	29,000
奥嶽川自然公園井崎河川公園キャンプ場指定管理業務	令和7年度 ～ 令和12年度	14,000
公民館等指定管理業務	令和7年度 ～ 令和12年度	975,000
総合スポーツ施設指定管理業務	令和7年度 ～ 令和10年度	240,000

### 第 3 表 地 方 債 補 正

( 追 加 )

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
都市再生整備事業	30,000	証書借入	5.0%以内  (ただし、利率見直し方式により借入 れる政府資金、地方公共団体金融機構 資金及び民間資金について、利率見直 しを行った後においては、当該見直し 後の利率)	政府資金・地方公共団体金融機構 資金については、その融資条件によ り、銀行その他の場合には、その債 権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置 期間及び償還期限を短縮し、又は繰 上償還もしくは低利に借換えするこ とができる。

( 変 更 )

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公営住宅建設事業	52,000	証書借入	5.0%以内	政府資金・地方公共団体金融機構資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。	76,900	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
市道補修事業	90,800		(ただし、利率見直し方式により借入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び民間資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	124,000			